

第14章 その他の環境保全対策

第1節 公害紛争・公害苦情の処理

1. 千葉県公害審査会

公害に係る民事紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」に基づき、行政機関で処理する紛争処理制度が設けられている。

紛争処理機関としては、国に公害等調整委員会、県に公害審査会が設置されており、公害等調整委員会は裁定並びに重大事件及び広域処理事件等の紛争のあっせん、調停、仲裁を行い、また公害審査会は公害等調整委員会で扱う以外の紛争のあっせん、調停、仲裁を行っている。

千葉県公害審査会は15名の委員で構成されており、46年3月の設置以来12年3月末までに50件の調停事件の処理に当たった。

11年度は、前年度から繰り越された清掃工場の大気汚染等公害及び有料道路の騒音公害に係る調停事件3件(うち1件は参加申立て)と、新たに製氷工場内の騒音振動公害に係る調停事件1件の計4件について手続が進められた。

これら4件(うち1件は参加申立て)のうち製氷工場内の騒音振動公害に係る調停事件が終結し、残り3件は、翌年度に繰り越しとなった。

2. 公害苦情相談

(1) 公害苦情相談員

公害に関する苦情については、公害苦情相談員らが、住民からの相談あるいは苦情に対する調査、指導及び助言を行うことによりその解決に努めている。

公害苦情相談員は、「公害紛争処理法」第49条の規定により設置されるもので、県及び20市町村において設置されている。

12年3月末現在、県では「千葉県公害苦情相談員設置規程」に基づき環境部各課、各支庁及び各保健所に58名が、また、市町村では102名が配置されている。

なお、公害苦情相談員のほかにも、県で141名、市町村で418名の職員が苦情の処理に当たっている。

(2) 公害苦情件数

公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移は表2-14-1のとおりであり、11年度の新規受理件数は4,081件(県401件、市町村3,680件)である。

苦情内容を種類別に見ると、典型7公害については、大気汚染に関するものが最も多く、次いで悪臭に関するものとなっており、この2種類で典型7公害の苦情の約7割を占めている。

また、苦情件数を公害の発生源別にみると、空地584件、その他の工事業579件、家庭生活498件、道路272件などとなっている。

表2-14-1 公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移

種類別	9年度		10年度		11年度	
	件	%	件	%	件	%
典型7公害	2,380	71.6	3,281	71.7	2,840	69.5
大気汚染	972	29.2	1,764	38.6	1,363	33.4
水質汚濁	165	5.0	203	4.4	210	5.1
土壌汚染	15	0.5	21	0.5	37	0.9
騒音	501	15.1	518	11.3	511	12.5
振動	104	3.1	85	1.9	110	2.7
地盤沈下	1	0.0	4	0.1	8	0.2
悪臭	622	18.7	686	15.0	601	14.7
典型7公害以外	944	28.4	1,294	28.3	1,241	30.5
計	3,324	100.0	4,575	100.0	4,081	100.0

第2節 環境犯罪の取締り

1. 環境犯罪

(1) 環境犯罪の傾向と取締り方針

県内の環境犯罪の状況は、産業廃棄物等の無許可処分や不法投棄等の産業廃棄物等をめぐる不適正な処理事犯が後を絶たず発生しており、悪質・巧妙化の傾向にある。

このため、警察では次に掲げる悪質な環境犯罪を重点に、計画的な取締りを推進している。

ア 県民の健康や生活環境に重大な影響を及ぼ

す事犯

イ 関係行政機関の指導、警告等を無視して行われる事犯

ウ 大規模、かつ、反復継続して敢行される事犯

(2) 取締りの状況

11年中に検挙した悪質事犯の主な事例は次のとおりである。

ア 千葉県知事から、汚泥及び廃油に係る中間処理(焼却)の許可を受けていた産業廃棄物の処理会社が、許可の範囲を超えて廃プラスチック類の焼却やスプレー缶の破碎を行っていたほか、千葉県知事に変更の届け出をせずに産業廃棄物の保管場所を拡張していた事犯

イ 県外の塗装業者らが、許可を受けずに千葉県他2県の石油精製業者から軽油精製過程で生じた硫酸ピッチ(廃油・汚泥・廃酸の混合物)約24,400リットル(ドラム缶122本分)を収集して千葉市内や所沢市内まで運搬していた事犯

ウ 暴力団組長ら3人が、千葉市内の無許可産業廃棄物処分場において、1都2県の家屋解体現場から排出された木くず、廃プラスチック等の産業廃棄物を受入れ、堆積していた事犯

なお、同年中の環境犯罪の検挙状況は、表2-14-2のとおりである。

表2-14-2 環境犯罪の検挙状況 (件)

法 令 態様別 年別	水 質 汚 濁 防 止 法 違 反			廃棄物の処理及び清 掃に関する法律違反				合計
	排水基 準違反	その他	計	無許可 処理業	不法 投棄	その他	計	
11年	0	0	0	17	39	11	67	67

表2-14-3 海上環境事犯の検挙状況

法 令 態様別 年別	海洋汚染及び海上災害の 防止に関する法律違反				水質汚濁防止法 違 反			廃棄物の処理及び清 掃に関する法律違反			港則法違反		合計
	油類 排出	廃棄物 投 棄	廃船 投棄	計	排水基 準違反	その他	計	廃棄物 投 棄	その他	計	脱落防 止関係	計	
11年	2	4	0	6	1	0	1	0	0	0	1	1	8

2. 海上環境事犯

(1) 傾向と対策

最近における千葉海上保安部管内で発生した海洋汚染の状況については、船舶からの油・廃棄物の違法排出事犯及び老朽化したプレジャーボート等船舶の投棄事犯が大半を占めており、さらに臨海特定事業場からの汚水等違法排出事犯が頻発し、その傾向は過去にも増して悪質巧妙潜在化する傾向にある。

このため、千葉海上保安部(含む木更津海上保安署)では、特に悪質な事犯に重点を置き情報収集活動と平行して計画的な取締りを実施するとともに、管内臨海特定事業場・海事関係者・一般住民等に対し啓発活動を実施している。

(2) 取締りの状況

11年中は、監視取締艇・航空機及び陸場側からの取締りを実施したほか、警察等関係機関と連携し取締りを実施した。

主な検挙事例としては、

- ・ 朝鮮民主主義人民共和国籍貨物船の機関長が千葉港内において、過失によりC重油約5リットルを排出した事犯
- ・ 石油化学製品製造業者が、フェノール類の排水基準を大幅に上回る排水水を過失により千葉港内に排出した事犯
- ・ 日本国籍貨物船の機関長が本邦領海内において、船舶の通常活動に伴い不要となった廃棄物である廃ウエス(油混じりのもの)の焼却灰約9.5キログラム故意に投棄した事犯等

がある。

なお、同年中の海上環境事犯の検挙状況は表2-14-3のとおりである。

そ
の
他

第3節 環境保全に関する調査・研究の推進

1. 環境研究所における調査・研究の推進

当研究所は、大気汚染、悪臭、騒音・振動に関する環境対策の効果的な運用に必要とされる課題、並びに環境中の放射能について調査研究を行っている。11年度においては、ISO14001の認証を取得する一方、大気関係、悪臭関係28、騒音・振動関係5、環境放射能関係1及び環境学習関係1の合計35課題について調査研究を実施した。これらの成果は「千葉県環境研究所年報」及び「千葉県環境研究所研究報告」に詳述されている。

なお、個々の調査研究課題とその概要は、資料編の10の(1)のとおりである。各研究室における主要研究課題の推進の状況は次のとおりである。

(1) 大気第一研究室

当研究室では、大気汚染現象の解析、汚染物質の移流拡散、省エネルギー及び環境学習等についての調査研究を行っている。

11年度の課題のひとつとして、東京湾における汚染物質の状況を把握するため、海ほたる(東京湾アクアライン木更津人工島)において、夏季、冬季の2回にわたって、大気汚染物質濃度の測定を行った。その結果として、風速、風向との関係は次のとおりである。一酸化窒素、二酸化窒素はいずれの風向でも風速が弱いと高濃度となるケースが多くなる傾向を示した。また、一酸化窒素は木更津方向、川崎、東京方向の発生源からもたらされていると推定できる結果が得られた。二酸化窒素も川崎、東京方向からの風によってもたらされていると考えられる傾向があった。二酸化硫黄については、季節によって若干異なるが、10ppbを越えるケースは富津市方向及び川崎市、東京都方向からの風で多く見られた。

(2) 大気第二研究室

当研究室では大気中におけるガス状汚染物質及び悪臭について調査研究を行っている。

11年度は新たに、有害大気汚染物質の実態を把

握するため、固体吸着捕集法による大気中の揮発性有機化合物連続測定法の検討を行った。

その結果、検討対象とした優先取組物質9物質を含む揮発性有機化合物44物質のすべてについて、測定できることが確認され、これら物質の大気中の短時間の濃度変動や季節変化の実態の解明に寄与することが期待される。

(3) 大気第三研究室

当研究室では、大気中の浮遊粒子状物質、酸性雨、降下ばいじん及び環境放射能等に関する調査研究を行っている。

11年度は、新たに大気環境中のダイオキシンに関する実態を把握するための効率的な分析手法の確立並びに調査に着手した。

浮遊粒子状物質に関して、夏期及び冬期に東京湾上の海ほたるパーキングエリアにおいて調査を実施した。

また、有害大気汚染物質の中で、緊急性のある優先取組物質として指定された22物質の内、大気中で粒子状物質として存在するニッケル、クロム、マンガン、ベリリウム、ヒ素及びベンゾ(a)ピレンとガス状の水銀を対象として、10年度に引き続き県内6地点で実態調査を行った。

調査結果は昨年並みの濃度であり、年平均値で有害大気汚染物質測定法マニュアルに示された基準値等の例以下であった。

(4) 大気第四研究室

当研究室では、「大気汚染防止法」等に基づき有害大気汚染物質の固定発生源の排出基準、排出抑制基準等に係わる工場・事業場の立入検査を実施している。

11年度は、ばい煙発生施設に係る排出基準の遵守状況の確認及び指定物質(4物質)のうちベンゼン及びダイオキシン類に係る排出抑制指定施設の立入調査を実施した。

また、新たに平成11年度より指導要綱に基づき小規模廃棄物焼却炉等のダイオキシン類、ばいじんの立入調査を実施した。

(5) 自動車排気ガス研究室

当研究室では、自動車排気ガスによる汚染実態、

自動車走行量の抑制、光触媒を利用した窒素酸化物の除去技術等に関する調査研究を行っている。

11年度は新たに環境基準値が設けられたベンゼンを対象に、1-3ブタジエンと10種類の揮発性有機化合物を調査対象に加えた「自動車排出有害物質調査」を実施した。

また、道路沿道環境改善対策の一つとして注目されている光触媒を利用した大気浄化技術の試験施工に対する評価調査を実施し、実用化の促進を図った。

(6) 騒音振動研究室

当研究室では、騒音振動に関する調査研究や音に関する環境学習を行っている。11年度の課題の一つとして、「光触媒舗装による大気浄化工法」の試験施工箇所において、排水性舗装区間と光触媒舗装区間の自動車騒音の比較調査を行い、ともに、従来の密粒舗装に比較して騒音低減効果が認められた。また、排水性舗装に光触媒を塗布したことによる低減効果への影響はないことがわかった。

この工法による舗装の普及から排水性舗装による騒音低減と光触媒による大気浄化のふたつの効果が期待される。

2. 水質保全研究所における調査・研究の推進

水質保全研究所では、水質汚濁、地盤沈下、地質汚染及び地震災害防止等の諸対策を効果的に推進するために必要な課題について、調査研究を行っている。

11年度においては、水質関係32、地質環境関係31の合計63課題について調査研究を実施し、それらの成果は、「千葉県水質保全研究所年報」等に記述されている。

また、県民を対象とした環境学習及び国際協力(研修生の受入れ)も推進している。

なお、個々の研究課題名とその概要は資料編10の(2)のとおりであり、各研究室における主要課題の推進の状況は次のとおりである。

(1) 水質第一研究室

当研究室では、主に事業場排水及び生活排水等の処理技術やその対策について調査研究を行って

いる。

11年度は中規模の合併処理浄化槽の窒素、りん除去の実態調査を行い、その結果について検討を進めている。また、生活排水処理関連では、水質保全課が設置した排水路浄化モデルプラントの性能を高めるため、エコテク・サポート制度に基づき共同研究を行った。

(2) 水質第二研究室

当研究室では、主に公共用水域(河川、湖沼、海域)について調査研究を行っている。

11年度は、東京湾については湾内3地点における栄養塩類の鉛直分布調査を行った。また、貧酸素水塊の動態調査等を行い、溶存酸素量を測定するとともに水質の酸化還元電位の鉛直分布を測定し、青潮発生源の解明を検討した。

河川については、九十九里地域北部の中小河川である新川について詳細な水質検査を行い、その水質の特徴を明らかにした。

(3) 水質第三研究室

当研究室では、主に化学物質に関する水環境汚染防止対策等について調査研究を行っている。

11年度は、廃棄物情報技術センター内の共同利用施設を利用して水質、底質各4検体のダイオキシン類の分析調査を行うとともに、女性ホルモンの一種である エストラジオール及び県内でも比較的使用量の多い農薬であるメソミル、カリバリン等の環境ホルモン様物質についても分析方法等の検討を行った。

(4) 印旛沼・手賀沼浄化研究室

当研究室では、印旛沼及び手賀沼の水環境改善のための調査研究を行っている。

11年度は、手賀沼の水質浄化対策の一つとして県土木部により建設が開始されている、河川水のりん除去施設の施設完成後の維持管理、水質浄化効果の把握に役立てるため、りん除去施設導入の際に、研究所が水質保全課と共同で行ってきた一連の調査研究の取りまとめを行った。

また、湖沼水質保全計画などの水環境改善計画の策定・推進を支援するために、流域総合管理手法、水質汚濁機構の解明、水質浄化手法等に関する

調査研究を行った。

(5) 地質環境第一・第二研究室

当研究室では、リスクを最小限に押さえて持続的に地下水や天然ガスなどの地下流体資源の利用を行っていくための地下水盆管理の研究、地質汚染の除去と防止、地震などの地質災害低減のための研究を中心に調査研究を行っている。

地下水盆に関する調査・研究としては、地下水位・地盤沈下観測井や水準点などの地質環境モニタリングシステムからの観測記録をデータベース化している。これらは地下水位・地層収縮年表、地下水位図として公表されている。

地質汚染に関する研究としては、有機塩素系溶剤等による地質汚染の機構解明と原因調査及び汚染除去対策の技術的援助を行った。

地層の液状化・流動化に関する研究では、千葉県東方沖地震の際、液状化した場所でのトレンチ調査を東京湾岸埋立地で行い、また、液状化に強い人工地層造成のためさまざまな地層粒子での液状化実験を行った。

活断層の分布と評価方法に関する研究としては、関東地震の際活動した延命寺断層付近で地質調査を行った。

強震動に関する研究では、地震時の震動特性をとらえ、地質環境に及ぼす影響を明らかにし地震防災に役立てるため、強震観測を継続し10年度の観測記録のとりまとめを行い、表層地質と地震動との関係について解析・検討を進めた。

また、残土石による埋立・盛土地からの地質汚染を防ぐため、適正立地の方法を検討し、これら埋立・盛土層内の汚染地質の埋設深度や分布等の調査方法を検討した。特に、11年度は、佐原市本矢作での六価クロム地質汚染の改良現場の水質監視を継続した。また、養老川流域の過去の廃棄物埋立地から汚染地下水が流出している現場で、その流出機構の解明を行った。

3. 手賀沼親水広場における水質浄化・環境保全啓発活動

手賀沼親水広場は、県民が手賀沼と親しむ憩い

の場として、また水と人との関わりを学びながら手賀沼の浄化について考える拠点施設として一般県民や地域活動に提供し、11年度の利用者数は13万6,075人であり、同年度末の累計利用者数は約111万3,000人を数えている。

11年度は、水や自然環境についての環境学習の場として、主に小中学生を対象に「野外観察スクール」や「手賀沼水辺探検隊」を年間を通じて実施し、また、夏には親子を対象に「手賀沼船上学習会」も実施した。また、大人を対象に「手賀沼環境教室」を実施した。

また、手賀沼の水質保全及び環境問題に広く関心をもってもらうために、地元環境ボランティア等の協力を得て毎日曜日・祝祭日に当日の来場者を対象として「手賀沼ウォッチング」による船上見学等を実施し、沼の浄化に協力を求めるとともに豊かな自然、歴史、文化等を紹介した。

さらに、7月には国・県・市町村及び流域住民が一体となり環境庁長官を迎えて「手賀沼ふれ愛フェスタ」を盛大に開催し、また10月にはナチュラルリストのケビン・ショート氏の講演会や環境いろいろ展などを「手賀沼浄化フェア」として実施した。

表 2-14-4 手賀沼親水広場「水の館」の利用者数
(地域別内訳) (11年度末現在)

流域の市・町	その他の県内	県外	計
736,700人	194,466人	181,667人	1,112,833人

(注) 流域の市町=松戸市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・印西市・沼南町・白井町

4. 廃棄物情報技術センターにおける調査・研究の推進及び情報の提供・啓発

当センターは、廃棄物の減量化・再資源化を促進するため、社会システム、技術開発両面から調査研究を行い、これらの成果を県及び市町村の廃棄物行政の施策に反映させるとともに、県民、事業者に対して廃棄物に関する各種情報の提供及び啓発を行っている。

11年度においては、システム開発関係、技術開発関係、情報・啓発関係それぞれにおいて事業を実施し、それらの成果は「千葉県廃棄物情報技術セン

ター年報」等に記述されている。

なお、個々の研究課題及び事業名とその概要は資料編10の(1)のとおりであり、各課における主要課題、業務の推進の状況は次のとおりである。

(1) システム開発課

廃棄物の減量化・再資源化施策に関する調査研究の他、市町村行政支援事業、廃棄物情報バンク管理運営事業を行っている。

11年度は、10年度に引き続き、13年度から本格的に施行される「家電リサイクル法」について、市町村における廃家電製品の処理状況と事業者の取組状況を調査するとともに、法施行後の課題を検討するため「廃家電の処理状況実態調査」を実施した。

また、廃棄物に関する情報の受発信、一元的な管理及び環境学習機能の充実を目的として、10年6月からインターネット上に「廃棄物情報バンク」を開設し、管理運営を行うとともに内容の充実を図った。

なお、ホームページへのアクセス数は11年度は13,819件であった。ホームページアドレスは

<http://www.wit.pref.chiba.jp/> である。

(2) 技術開発課

廃棄物の減量化・再資源化技術と適正処理技術に関する調査研究及び化学物質による環境負荷の調査研究を行っている。

11年度は、4月から環境部3試験研究機関共同利用施設として「ダイオキシン類等分析施設」の運用が開始されたことから、新たに(ア)廃棄物処理施設モニタリング調査、(イ)一般廃棄物処理施設ダイオキシン類排出量総合管理事業を開始した。モニタリング調査では焼却施設及び最終処分場について発生源、周辺環境及び埋立廃棄物の深度別のダイオキシン類存在量を把握した。総合管理事業では県内一般廃棄物処理施設の10年度測定データを取りまとめるとともに、ダイオキシンデータの総合管理システムの構築手法を検討した。

(3) 情報・啓発課

廃棄物に関する学習施設の運営事業、情報提供事業及び啓発事業を行っている。

11年度は、4,413人の施設利用者を受け入れ、廃棄物に対する一層の理解を図った。

情報の提供としては、「WITセンターニュース」、「ゴミとリサイクル'2000」等を発行し、県内小中学校や図書館などに配布した。その他、廃棄物関連の図書やビデオ等の収集を行い情報の整備を図った。

啓発事業としては、夏休み親子リサイクル工作教室、リサイクル・カレッジ等を行ったほか、関連行事への参画、パネル等の貸出も行った。

第4節 融資・助成制度

県では、中小企業者等が行う環境保全施設等の整備事業や公害防止のための工場等の移転事業に対し融資を行うとともに、市町村が公害関係測定機器等の整備を行う場合には補助金を交付し、公害の測定分析・監視体制の整備充実を計っている。

1. 「千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資制度」による融資制度

(1) 概要

環境保全施設等の新設、購入若しくは改善又は公害防止のための工場等の移転を行う中小企業者のうち、資金の調達が困難な者に対し必要な資金を融資するとともに、利子の一部を補助してきた。

なお、8年度より名称を「千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資」と改め融資対象も拡大した。

(2) 利用状況

11年度の融資依頼決定は2件である。

2. 「千葉県公害関係測定機器等整備事業補助金交付要綱」による補助制度

(1) 概要

市町村が行う公害関係測定機器等整備事業に要する経費の一部を補助し、生活環境の保全等に資する施設整備の推進を図る。

(2) 補助状況

11年度は、9団体に対し総額1,305万1千円を補助した。

第5節 特定工場における公害防止組織の整備

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場を設置する事業者は、工場内に公害防止管理者等から成る公害防止組織を整備し公害の防止に努めることとされている。同法の対象となる特定工場は、製造業、電気・ガス・熱供給業に属し、かつ、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設のいずれかを設置している工場である。

公害防止組織は、公害防止対策の責任者でもある「公害防止統括者」及び公害防止対策の技術的事項を管理する「公害防止管理者」、更には一定規模以上の特定工場における「公害防止主任管理者」から成り、それぞれ代理者の配置が義務づけられている。

これら公害防止管理者、公害防止主任管理者及

び代理者は、工場に設置された施設や規模ごとに区分された国家試験等により資格を取得した者から選任することとされており、また、これらを選任又は解任した際は知事(一部は市町村長)に届け出なければならない。

なお、県は(社)千葉県環境保全協議会を通じ、公害防止管理者等の育成及び知識・技術の向上を図っている(表2-14-10参照)。

第6節 環境モニター制度

複雑多岐にわたる環境問題に対処し県民の環境に関する意見を環境行政に反映させるため、50年度に環境モニター制度を発足させた。モニターには、市町村長の推せんする300人を委嘱している。

11年度は環境全般、アイドリング・ストップ、ごみの減量化と再資源化についてのアンケート調査を実施した(表2-14-11)。

表2-14-5 融資の条件

年度	原資	融資枠 (継続分も含む)	融資利率	利子補給率	融資限度額	融資期間	融資対象
8	千円 305,000	千円 1,220,000	年2.7%	年1.6%	(施設整備) 中小企業者 50,000千円 組合 60,000千円 (移転) ともに 80,000千円	" 中小企業者 50,000千円超 組合 60,000千円超 は10年以内	施設整備資金 ばい煙処理施設、粉じん 処理施設、汚水処理施設、 騒音・振動防止施設、地盤 沈下防止施設、悪臭防除 施設、化学物質汚染等防 止施設、エネルギー有効 利用施設、低公害車等、造 成緑地、産業廃棄物処理 施設 工場等移転資金
9	千円 310,000	千円 1,240,000	年2.7% (1月6日以降 2.5%)	年1.6% (1月16日以降 1.4%)	"	"	"
10	千円 390,000	千円 1,560,000	年2.5%	年1.4%	"	"	上記に、地下水汚染浄 化施設、ダイオキシン類 排出抑制施設、容器包装 廃棄物再商品化施設、環 境管理システム認証関連 施設を追加 工場等移転資金
11	千円 240,000	千円 960,000	"	"	"	"	"
12	千円 200,000	千円 800,000	"	"	"	"	"

表 2-14-6 中小企業環境保全施設整備資金融資利用状況

(融資決定額の単位：円)

年度	区分	移 転	汚 水 処 理 施 設	ばい煙 処 理 施 設	粉じん 処 理 施 設	騒音・ 振動防 止施設	悪 臭 防 除 施 設	廃棄物 処理施設	その他	計
9	件 数	-	1	-	-	-	-	-	-	1
	融資決定額	-	12,000	-	-	-	-	-	-	12,000
10	件 数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	融資決定額	-	-	-	-	-	-	-	-	0
11	件 数	-	-	-	-	-	-	2	-	2
	融資決定額	-	-	-	-	-	-	36,500	-	36,500

表 2-14-7 年度別利子補給額

(単位：千円)

年度	9	10	11
利子補給額	8,766	5,583	3,326

表 2-14-8 補助内容

対象機器	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び地盤沈下等に係る測定分析、監視研究等に使用する機器のうち主要なもので、1基当たり100万円以上の整備経費を要するもの。ただし、国から国庫補助が採択された機器は対象外。
補助率等	経費から(1団体当たり200万円以上であることを要す。)国庫補助金及び起債額を控除した額の4分の1(財政力指数が1以上の市町村にあつては5分の1)以内。ただし、テレメータシステムの整備事業にあつては、4分の1(新規事業にあつては、2分の1)以内。テレメータシステムの経費を除き、1市町村あたりの補助限度額は500万円。

表 2-14-9 公害関係測定機器等整備事業補助状況

(補助額の単位：千円)

年度	区分	大気汚染	水質汚濁	騒音・振動	地盤沈下	悪 臭	公害一般	計	市町村数
9	機器数	61	1	-	-	-	-	62	11
	補助額	25,913	280	-	-	-	-	26,193	
10	機器数	32	-	1	-	-	-	33	7
	補助額	17,070	-	375	-	-	-	17,445	
11	機器数	29	-	1	-	-	-	30	9
	補助額	11,672	-	1,379	-	-	-	13,051	

表 2-14-10 公害防止統括者等の選任届出状況

業 種	種 別	公害防止統括者	主任管理者	公 害 防 止 管 理 者													選任特定工場数		
				大 気 関 係					水 質 関 係					騒音関係	特定粉じん	一般粉じん		震動関係	合 計
				第1種	第2種	第3種	第4種	計	第1種	第2種	第3種	第4種	計						
製造業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	247 (250)	29 (28)	13 (13)	26 (23)	92 (86)	98 (89)	229 (211)	3 (3)	47 (43)	64 (61)	51 (52)	165 (159)	12 (11)	4 (4)	34 (31)	8 (7)	452 (423)	253	
エネルギー供給業	11 (11)			7 (7)	4 (4)	11 (11)											11 (11)	11	
	258 (261)	29 (28)	13 (13)	26 (23)	99 (93)	102 (93)	240 (222)	3 (3)	47 (43)	64 (61)	51 (52)	165 (159)	12 (11)	4 (4)	34 (31)	8 (7)	463 (434)	264	

()内は代理者数

その他

表 2-14-11 過去 3 年間の調査項目

8	環境全般・環境学習・自然とのふれあいについて
9	環境全般・地球環境問題・産業廃棄物・残土対策について
10	環境全般・環境ホルモン・人工化学物質・地下水の保全とかん養（井戸・湧水復活再生）について
11	環境全般・アイドリング・ストップ・ごみの減量化と再資源化について

第 7 節 関係地方公共団体との協力の推進

1 . 近隣都県との協力の推進

公害防止を実行あるものとし積極的な環境保全施策を展開するためには、都県を越えた広域的な調査や情報・資料の交換を行い、より有効な対策を編み出していくことが大切である。また、都県間の調整を円滑に進め、国への働きかけを協力して進めていくことも必要である。これらのため本県では、七都県市首脳会議、関東地方知事会関東地方環境対策推進本部、空き缶等環境美化推進連絡協議会、一都三県公害防止協議会などを通じて近隣自治体との協力を進めているところである（資料編 10 の(2)参照）。

2 . 市町村等との協力の推進

環境保全施策は、人口密度、土地利用の実態、住民のニーズ等地域の特殊性を十分配慮し、市町村や地域の住民、関係団体の協力を得ることによってきめ細かでき実な成果を上げることができる。そこで本県では、印旛沼水質協議会、手賀沼水質浄化対策協議会、千葉県環境行政連絡協議会などを通じて身近な生活環境の保全に努めるとともに、県と市町村及び市町村相互の有機的な協力関係を推進している（資料編 10 の(2)参照）。

第 8 節 市町村の環境保全対策

市町村の環境施策は、地理的条件、住民意識の差異等地域の特殊事情を反映するものであり、本県

の環境行政体系において重要な役割を果たしている。

12年度の市町村環境行政状況調査結果によると、その概況は次のとおりである。

1 . 公害監視測定体制

環境の現況を把握し有効な施策の確立を図るため、市町村においても公害の監視測定体制の整備、充実に努めている。

現在、市町村が常時及び定期監視を行うために設置している大気汚染、騒音、振動関係の測定箇所は東京湾臨海部に多く集まっており、水質汚濁関係の測定箇所は県内全般に分布している（表 2-14-12）。

表 2-14-12 市町村の公害監視測定箇所数

	測定 市町村数	測定点		
		常時	定期	計
大気汚染関係	24	126	169	295
水質汚濁関係	51	36	1,732	1,768
騒音関係	26	22	332	354
振動関係	20	1	133	134

2 . 公害防止協定

現在、41 市町において、総数 1,099 企業との間で公害防止協定（県、市町村、企業三者協定は除く。）を締結しており、企業から発生する公害を防止することにより住民の良好な生活環境の確保を目指している。

市町村別では、市川市（304社）、野田市（135社）、柏市（110社）で締結企業が多く、企業の種類別では、鉄鋼・金属（246社）、食料品（83社）、化学（82社）等が多くなっている。

3 . 環境保全対策予算

市町村では財政のひっ迫した状況のなかで、多様化する環境問題に対応すべく環境保全対策予算の確保に努めている（図 2-14-1）。

図 2-14-1 市町村における主な事業別予算(12年度当初予算)

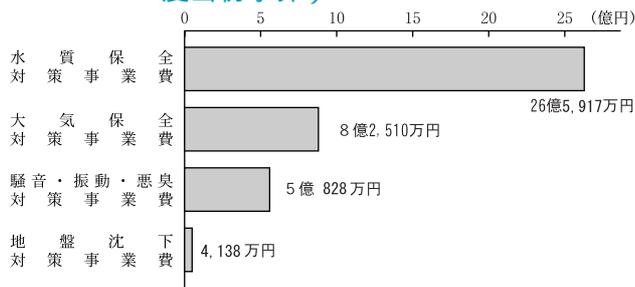
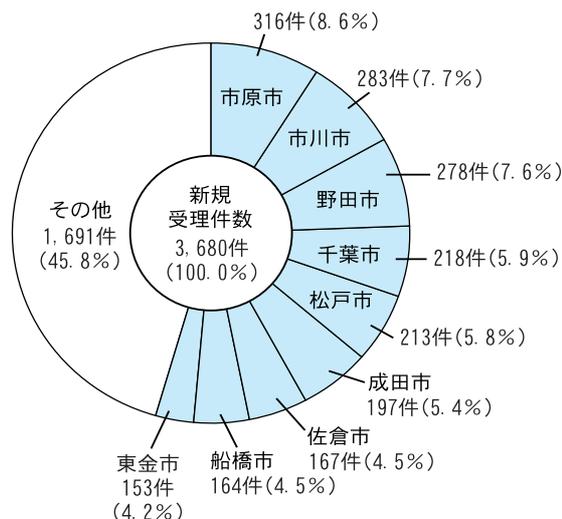


図 2-14-2 市町村別受理件数



4. 融資・助成制度

現在、千葉市ほか15市町では、中小企業者が行う公害防止事業を対象として融資・助成制度を実施しており、11年度の実績は5件、109万円となっている。

なお、融資・助成制度が設けられている市町は次のとおりである。

- ・千葉市、市川市、松戸市、野田市、茂原市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、袖ヶ浦市、関宿町、大網白里町

5. 公害苦情相談

11年度において市町村が新規に受理した苦情件数は3,680件である。

苦情件数のうち典型7公害に関する物は2,595件で、その内訳は、大気汚染1,265件、騒音510件、悪臭503件等となっている(図2-14-2)。

また、典型7公害以外は1,085件となっている。

6. 調査研究

地域の環境問題の原因究明、解決策の樹立を目指して市町村独自の調査研究が進められている。

11年度は、48市町村で833項目について実施されたが、調査研究項目を公害の種類別に分類してみると、水質汚濁関係603項目、土壌汚染関係113項目、大気汚染関係53項目、騒音関係30項目、その他34項目となっている。

なお、12年度は45市町村で736項目の調査研究が予定されている。